

市町村都市計画審議会の構成と運用に関する基礎的調査*

A basic study on the management of municipal city planning council

新城 龍成**, 梶原 文男***, 吉武 哲信****, 出口近士*****

By Tatsunari ARASHIRO, Fumio KAJIWARA, Tetsunobu YOSHITAKE, Chikashi DEGUCHI

1.はじめに

平成 12 年度都市計画法改正により、市町村都市計画審議会（以下市町村都計審）の設置根拠が都市計画法に示され、新たに「関係行政機関への建議」等の権限が追加された。このことにより、都市計画において市町村都計審の重要性も増したと言える。しかし、市町村都計審や都道府県都市計画審議会（法改正前都市計画地方審議会。以下県都計審）の役割や運用に関しては、以前から次章で述べるような問題が指摘されている。法改正によってこれらの問題が解決されたかは不明である。また、法改正により、新たな問題点が発生している可能性もある。したがって、この時期に都計審、特に市町村都計審の役割・運用方法を整理し、それらのあり方を考察することは重要であろう。

本研究は、現在の市町村都計審の運用実態を明らかにすることを目的とし、九州全県の都市計画区域内の市町村を対象に、市町村都計審の運用の実態把握のためのアンケート調査と分析を行なうものである。ただし今回は、現在回答が得られている、宮崎県（該当数 28）、熊本県（該当数 30）、大分県（該当数 18）の 76 の都市計画区域内の市町村のうち、63 の市町から得た回答（宮崎県 28、熊本県 26、大分県 9。28 市 35 町）を集計し、報告するものである。

2.市町村都計審を取り巻く議論と調査項目の設定

市町村都計審と県都計審に関し、法改正以前から指

*キーワード：都市計画審議会、制度論、計画基礎論、計画手法論

**学生会員 宮崎大学大学院 工学研究科土木環境工学専攻
e-mail. arashiro@civil.miyazaki-u.ac.jp

***正会員 博（工）大分県庁
（大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号 Tel 097-536-1111）

****正会員 博（工）宮崎大学助教授 土木環境工学科
e-mail. t-yoshi@cc.miyazaki-u.ac.jp

*****正会員 工博 宮崎大学助教授 土木環境工学科
e-mail. deguchi@civil.miyazaki-u.ac.jp

表－1 都計審に関する議論・問題点の整理

項目	議論・問題点	参考文献
委員構成および選出方法に関する議論	・継続任期の長期化による議論の硬直化 ・選出基準や選考方法の問題 ・委員の高年齢化 ・委員の中立性	1),2),3)
地方分権と都計審に関する議論	都計審と議会との関係 ・決定手続の透明性確保に関する議会への期待 ・議会議決による民意の反映 都計審と首長との関係 ・都計審答申と首長決定の関係 ・都計決定の責任の所在 ・任期と計画の継続性	2),3),4),5) 6),7),8)
都計審の運営に関する議論	・開催頻度・審議時間の少なさ ・事前面談が議論へ影響を与える可能性 ・委員の意識向上の確保	1),4),9)
都計審の機能に関する議論	・利害調整機能としての評価 ・今後の市町村都計審に期待する機能	1),2),3),4) 8),9),10)
都計審の情報公開に関する議論	・行政のアカウンタビリティ ・住民参加の観点からの情報公開の重要性 ・情報へのアクセシビリティの確保	1),2),4)

摘されてきた問題を既往の文献から整理し、表－1 に示す。問題は委員構成、地方分権、運営、機能、情報公開に関わるものとして大別できる。また、同表にまとめた文献の中では、データに基づいた論文は谷下ら⁴⁾のもののみであり、その他の議論は個人の経験および法的な解釈に基づくものが多い。都計審の問題点はそもそも行政側が回答し難い性格を含んでおり、それゆえデータに基づいた分析が困難であることが大きな問題であった。

これに対し本研究では、九州内の各県の協力を得て、多くの市町村から回答を得ることができた。これは、県自身も市町村都計審に大きな関心を寄せていることの表れでもある。本研究は多くのデータを蓄積し、分析を行なえる点で意義があると言える。

表－1 に示す問題に対応して、アンケート調査項目を表－2 に示すように設定した。委員構成に対しては、各種委員の人数や選出方法、継続任期、審議の議論形成等に関する質問とした。地方分権と市町村都計審に関しては、議会との関係および決定における責任の所在に関する質問を設定した。また市町村都計審の運営に関しては、審議時間や事前面談の有無、委員に対す

る情報提供の有無等の質問を行なった。情報公開については、公開の有無、公開している情報の内容や公開手段、今後の情報公開の方向を問っている。

3.市町村都計審の運用実態

本稿では紙面の都合上、委員の構成、特に学識経験者委員および住民委員の存在と構成を明らかにする。また情報公開に関しては、議事録・議事要旨の公開、市町村都計審の傍聴、委員名簿の公開、市町村都計審開催の事前告知を明らかにするものである。

(1)委員構成

a)学識経験者委員の構成

市町村都計審の委員構成は、審議の内容や質に大きな影響を与えと考えられる。そこでまず、学術的・専門的な議論を担保すると考えられる、学識経験者委員の構成について分析を行なう。

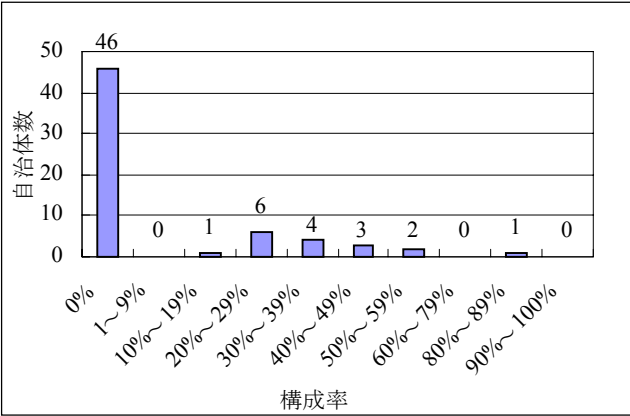
市町村都計審の学識経験者委員を、高等教育機関の教員（以下教員委員）とその他の委員（以下その他委員）に区別した上で、学識経験者委員中の教員委員の割合別に自治体をカウントしたものを図－1 に示す。図より、教員委員が一人も存在しない市町村都計審数が46（全体の約73%）あり、多くの自治体では、その他委員のみで審議を行なっている実態がわかる。

まず、この教員委員の専門分野に着目する。図－2 は教員委員の専門分野の内訳を示す。都市計画や交通計画を専門にしている者が最も多く、全体の37.5%を占める。その他は医療・福祉学関係、経済学関係、農学関係など、多様な学問分野から任命されている。なお、都市計画専門の教員委員が不在で、他の専門分野の教員委員のみで構成される都計審も全体の84.1%（53市町）存在する。これを一概に問題であるということとはできないが、都計審の存在意義としては、やはり都市計画専門の委員の存在が望まれるところである。

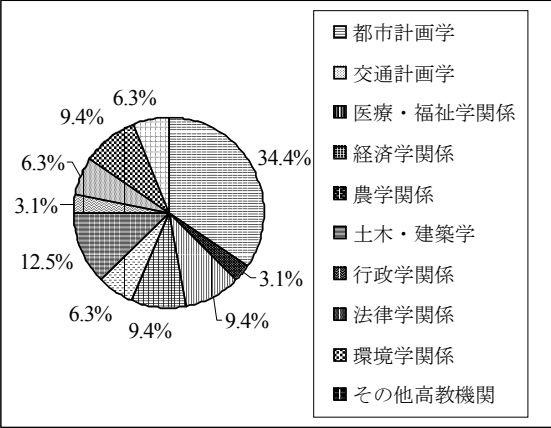
次に教員以外の学識経験者（その他委員）がどのような委員で構成されているのかを明らかにする。図－3 は、その他委員の職業の内訳を示す。農・漁業関係団体と商工団体・金融機関から選考された委員がその大半を占めるが、その他にも行政OB、建築士、自治系団体など、多くのカテゴリーから多様な委員が選考されていることがわかる。政令においては、審議会委員

表－2 アンケート項目と設問内容

アンケート項目	設問内容
委員構成について	・委員数（各種委員別） ・各委員の専門 ・各委員の選出元 ・通常任期（各種委員別） ・平均継続任期（各種委員別） ・平均通常任期（各種委員別） ・最長継続任期（各種委員別） ・行政関係OB委員の存在の有無 ・選考方法・課題（各種委員別） ・高等教育機関教員委員数 ・期待する役割、評価（各種委員別）
地方分権と市町村都計審について	・地方分権進展後の議会と市町村都計審との関係 ・地方分権進展後の議会と議員委員との関係 ・都計決定責任の所在（首長or市町村都計審）
市町村都計審の運営について	・平均開催頻度、平均審議時間、平均処理案件数 ・最長審議時間と案件内容 ・委員に対する情報提供、評価 ・事前面談の有無、面談時期、審議資料配布時期 ・常務委員、専門委員等の存在の有無 ・臨時委員、専門委員の存在の有無 ・都計決定主体別の案件数、審議詳細 ・市町村合併の影響 ・建議の有無
市町村都計審の機能について	・都市計画に関する自由記入欄 (適切な運用方法を考える段階で判断するため)
市町村都計審の情報公開について	・市町村都計審開催の事前告知 ・委員名簿の公開の有無 ・審議資料の公開の有無 ・市町村都計審の役割に関するPRの有無 ・議事録・議事要旨の公開の有無 ・議案の公開の有無 ・市町村都計審の一般人の傍聴の可否 ・市町村都計審の報道機関の傍聴の可否 ・現在公開を検討中の項目



図－1 学識経験者中の教員委員割合別市町村数



図－2 教員委員の内訳

は「市町村議会の議員」、「関係行政機関の議員」、「当該市町村の住民」からそれぞれ選考されるといった、枠が示されている。しかし、これらの枠で任命するのが適当と考えられる者も学識経験者の枠で任命されているとも言える。このことは、地方における専門家の人材不足を反映しているとも考えられる。地方部の自治体では、この事情の上で、学識経験者の選考を非常に弾力的に運用しているとも言えよう。

b)住民委員の構成

次に政令において規定されている「当該市町村の住民」（以降、住民委員）に当たる委員に関して分析を行なう。住民委員を条例に規定している自治体は54市町あり、9市町は規定がなかった。この54市町に関し、住民委員の内訳を示したものが図-4である。図中、各市民団体は婦人会、消費者団体、まちづくり協議会等を、産業系団体は商工会議所、農協、漁協等を、自治組織系団体は、区長会、行政区会等を意味する。図より明らかなように、自治組織系団体からの委員が全体の46.2%と最も多く、次いで各種市民団体(26.9%)、産業系団体(13.8%)の順となっている。

区長等は地元の利害を代弁し、各種市民団体からの委員はその団体の利害・関心を代弁することは可能であろう。しかし、委員個人が幅広く多様な関心を代表するとは必ずしも言えない。この意味では、住民委員の枠を拡大することや、都計審自体の公開性（住民との情報交換等）を高めることも検討されるべきだろう。

(2)公開性に関する分析

市町村都計審に関する情報を公開することは、行政のアカウンタビリティの観点から重要であり、また、都市計画決定手続の透明性を高め、住民に都市計画に関する関心を喚起するためにも重要であると考え。本研究では、①議事録・議事要旨の公開、②市町村都計審の傍聴、③市町村都計審委員名簿の公開、④市町村都計審開催の事前告知、⑤市町村都計審の役割に関するPRについて注目し、調査を行なっているが、ここでは①~③に関しする集計結果を示す。なお、③については公開手段も調査するために複数回答可とした。

表-3(a)に、議事録・議事要旨の公開状況を示す。
図より、58.7%の自治体が公開を行なっていると回答した。しかし、常に閲覧可能な状態での公開は6.3%のみであり、残りの52.4%は、「プライバシーの保護」、

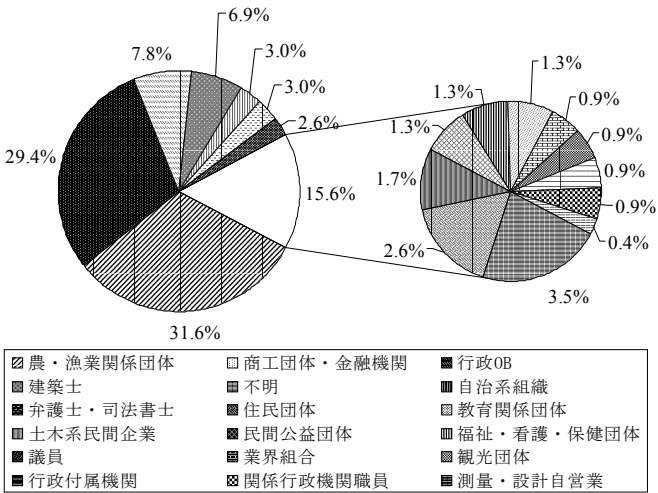


図-3 その他委員の内訳

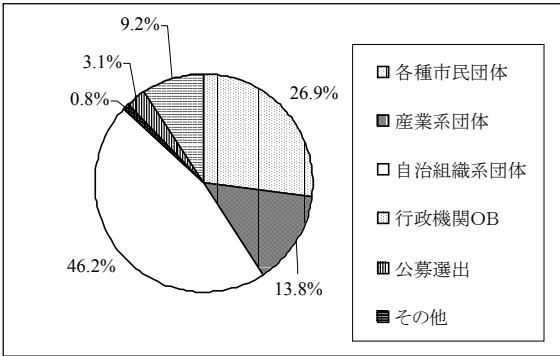


図-4 住民委員の内訳

表-3(a) ①議事録・議事要旨の公開 表-3(c) ②委員名簿の公開

公開(常に閲覧可)	6.3%	広報誌	3.2%
情報公開請求または問合せで公開	52.4%	問合せに応じて公開	46.0%
非公開	41.3%	情報公開請求に応じて公開	27.0%
サンプル全体	100.0%	公開なし	33.3%
	n=63	その他	0.0%
		サンプル全体	100.0%
			n=63

表-3(b) ③市町村都計審の傍聴

	一般傍聴	報道機関傍聴
原則公開	17.5%	21.4%
原則公開だが、一部非公開	5.3%	5.4%
原則非公開	77.2%	73.2%
全体	100.0%	100.0%
	n=57	n=56

「地元の利害が絡むので原則公開に馴染まない」等の理由から、情報公開請求または問合せに応じて公開しているのが現状である。また、非公開が41.3%を占めることは、都市計画における都計審の役割の重要性に照らしてみると問題は大きい。

プライバシーの保護や地元の利害関係の問題があることは理解できるが、一方で常に閲覧可能にしている自治体も存在していることを考えれば、全く非公開とすることに対し特別な理由はないとも言えよう。

表-3(b)に、一般人および報道機関の傍聴の公開状況を示す。図より、いずれに対しても70%以上が「原

則非公開」である。その理由としては、「利害関係者を排除することで公正を保つため」、「議事の混乱を防ぐため」、「委員に余計なプレッシャーを与えないため」とした回答が多く見られた。

これらの理由から、公開を躊躇することは理解できる。しかし、審議会の重要性、審議の透明性の確保、行政のアカウンタビリティを考えると、公開性を高めていく必要はあろう。既に一部の自治体では公開を行っており、プライバシーや審議の公正性の確保等に留意しつつ、公開する方法も検討されるべきである。

最後に、市町村都計審委員名簿の公開状況を表－3(c)に示す。図より、「公開なし」が33.3%であり、66.7%の自治体が公開している。公開方法を見ると、「問合せ」、「情報公開請求」に応じて公開を行なっている自治体はそれぞれ46.0%、27.0%である。それらに比べて「広報誌」など、比較的人目につきやすい公開手段で公開を行なっている自治体は3.2%と非常に低い。

委員名簿が非公開である理由としては、上述の理由と同じと考えられる。しかし、都計審の持つ公共性、社会に与える影響の大きさ等を考えると、審議に関わる者の情報の公開は重要であり、プライバシーに影響を与えない範囲での公開も必要であろう。

なお、今回分析した①～③について、各自治体の担当者に、今後の公開の方向性に関する考えを問った結果を表－4に示す。表より、「現状通り」と回答している自治体が、どの項目も全体の70%以上を占めており、全体としては、担当者は今より公開する必要はないと考えていることが読み取れる。市町村都計審が持つ重要な役割、および都市計画は地方議会で審議されないことを考えると、自治体担当者の消極的な姿勢には疑問があるところである。

4. まとめと今後の課題

本研究は市町村都計審の構成と運用に関し、九州内市町村にアンケート調査を行なったものである。その結果、以下のことが明らかになった。

(1)委員構成

- ・学識経験者委員の中に教員委員が入っていない自治体が63市町中46市町と多い。学識経験者委員の中に都市計画を専門とする教員委員が不在である市町村都計審が84.1%存在し、都計審としては、都市

表－4 今後の公開の方向性

	高める必要あり	現状通り	未記入
議事録・議事要旨の公開	22.2%	71.4%	6.3%
一般の傍聴	20.6%	71.4%	7.9%
報道機関の傍聴	20.6%	73.0%	6.3%
委員名簿の公開	20.6%	74.6%	4.8%

計画を専門とする委員の存在が望まれる。

- ・市町村都計審の学識経験者委員枠は、専門家の人材不足もあり、非常に弾力的に運用されている。
- ・85.7%の自治体で住民委員を条例に規定している。住民委員の内訳は、自治組織系団体からの委員が46.2%と最も多く、次いで各種市民団体（26.9%）、産業系団体（13.8%）となっている。

(2)公開性

- ・議事録・議事要旨は、52.4%が公開している。ただし、「情報公開請求または問合せ」に応じての公開が、全自治体の52.4%である。
- ・都計審の傍聴については、一般、報道機関ともに70%以上の自治体が原則非公開である。
- ・委員名簿については、66.7%が公開している。しかし、その公開方法は、「問合せ」、「情報公開請求」に応じてが、それぞれ全体の46.0%、27.0%であり、「広報誌」を用いた公開が全体の3.2%と、積極的な公開は十分とは言えない。
- ・今後の公開の方向性としては、70%の自治体が、「現状通り」と回答しており、担当者は公開性の拡大には慎重である。

謝辞

本研究を実施するにあたり、九州各県、市町村の都市計画担当者の方々の多大なご協力を頂きました。ここに感謝の意を表します。

参考文献

- 1) 大原光憲：都市計画地方審議会の現状と展望，都市問題，pp.24 -34, 1985.
- 2) 佐藤克廣：諮問行政と住民参加，法律時報 58 巻 1 号，pp.66-72, 1993.
- 3) 西谷剛：計画行政と住民参加，公法研究・日本公法研究会研究報告，pp.66-72, 1977.
- 4) 谷下雅義，松浦正浩：都市計画事業の計画策定手続きの基礎的研究～都市計画地方審議会の役割を中心として～，土木計画学研究・論文集，№13，pp.273-278, 1996.
- 5) 福川裕一：分権化社会に望まれる都市計画の制度改革，分権化社会と都市計画，ぎょうせい，pp.69-101, 1999.
- 6) 柳沢厚：都市計画の分権化の推移，分権化社会と都市計画，ぎょうせい，pp.47-68, 1999.
- 7) 大村謙二郎，有田智一：地方分権と都市計画の行方，都市計画の地方分権，ぎょうせい，pp.14 -35, 1999.
- 8) 岸井隆幸：都市計画と都市プランナーに求められるもの，都市計画の地方分権，ぎょうせい，pp.200-206, 1999.
- 9) 三木由紀子：都市計画審議会の運用をめぐる現状と課題，都市計画審議会を変える，市民活動支援・東京ランポ，pp.9-33, 1999.
- 10) 石田頼房：都市計画における公聴会等，都市問題，68（10），pp.13-23, 1989.